

付録——日豪安全保障協力関連政策文書

第1回日米豪戦略対話共同声明(平成18年3月)(仮訳).....	112
安全保障協力に関する日豪共同宣言(平成19年3月)(仮訳).....	113
日豪外務・防衛閣僚協議 共同発表(第1回2+2共同声明) (2007年6月)(仮訳).....	117
日豪共同声明「包括的かつ戦略的な安全保障・経済パートナーシップ」 (2008年6月)(仮訳)(抄).....	120
日本国防衛省とオーストラリア国防省との間の防衛協力に関する覚書 (2008年12月).....	124
オーストラリア2009年国防白書(2009年5月)(抄).....	128
安全保障協力に関する日豪共同声明を実施するための行動計画 (改訂版)の主要な要素(平成21年12月)(仮訳).....	128
3.11を受けた豪軍の活動(Operation Pacific Assist)について (オーストラリア国防省HPより).....	132
日米豪防衛関係大臣共同声明(平成24年6月、シンガポール)(仮訳).....	133
第4回日豪外務・防衛閣僚協議(2+2)「日本とオーストラリア ——平和と安定のための協力」(2012年9月).....	134
オーストラリア2013年国防白書(2013年5月)(抄).....	139
第1回日米豪シニアレベルセミナー共同声明(2013年7月)(仮訳).....	140
第5回日米豪閣僚級戦略対話共同声明(平成25年10月)(仮訳).....	141
米豪閣僚協議共同宣言(2013年11月)(抄).....	143
国家安全保障戦略(平成25年12月)(抄).....	143
平成26年度以降に係る防衛計画の大綱(平成25年12月)(抄).....	144

第1回日米豪戦略対話共同声明(平成18年3月)(仮訳)

豪州のアレクサンダー・ダウナー外務大臣、日本の麻生太郎外務大臣、米国のコンドリーザ・ライス国務長官は、日米豪戦略対話(TSD)の第1回閣僚会合のため、2006年3月18日、豪州のシドニーで会談した。

長年の伝統を有する民主主義国及び経済先進国として、我々3カ国は、アジア太平洋地域に特に焦点を置きつつ、世界的な安定と安全の維持に取り組むことに共通の目的を有している。この会合は、我々3カ国間の戦略対話を強化する点で重要な一歩であり、また、現下の安全保障上の課題に対処するためのより大きな3カ国間協力を我々が付与する重要性を反映している。この協力は、日米豪がそれぞれに確立してきた安全保障上の関係を補完するものである。

今次対話における議論は、我々3カ国が共通の関心を有する地域的、世界的な現在の安全保障上の課題に広く亘った。アジア太平洋地域における民主主義の発展や強化への支持、及び同地域における協力の枠組みの強化が、特に関心事項であった。

我々は、中国によるこの地域への建設的な関与を歓迎すると共に、ASEAN及び韓国といった他の諸国との協力を拡大することの価値に同意した。我々はインドとのグローバル・パートナーシップを強化することの重要性を認識し、インドが自国の民生用原子力施設及びプログラムを国際的な保障措置の下に置くことを決定したことが、国際的な不拡散体制の範囲の拡大に向けた積極的な一歩になるであろうことに留意した。我々は、北朝鮮の現状につき議論し、北朝鮮に対し、第4回六者会合の共同声明を実施するために、即時且つ無条件に六者会合の場に戻ることを求めた。我々は、ASEANによるミャンマー訪問を期待し、すべての政治犯の釈放を含め、同国での民主化の真の進展の必要性を強調する。我々は、イランによる核計画について重大な懸念を有し、イランが速やかに全ての濃縮関連活動を停止し、IAEAに完全に協力し、交渉に戻り、IAEA理事会が要求している全ての措置を講ずるよう説得するための国連安保理での協調した行動の必要性につき議論した。我々は、又、太平洋島嶼国が直面する課題に留意し、経済発展と良い統治への支援のため共同して取り組むことを決意した。

日米豪協力の強化のために、我々は、テロ対策及び大量破壊兵器の拡散防止への我々の努力を支援することを含め、主要な国際的・地域的安全保障上の問題、進展に関する情報及び戦略的評価の共有を強化することを決定した。また、我々は、世界規模のテロの脅威と闘うために我々3ヶ国の各々が作り上げたパートナーシップのネットワークを補完し且つ強化することを意図して、日米豪のテロ対策担当大使が定期的に3カ国間の協議を行うことの価値を再確認した。

我々は、又、大規模な流行病等、喫緊の非伝統的安全保障上の課題についても議論した。この分野は、地域の安全に対して我々が既に果たしてきた重要な貢献をさらに強化する意思を日米豪の各国が示した、新たな分野である。

安全の維持に貢献する国際的な機関を強化することの重要性を認識し、我々は、国連安全保障理事会を含めた国連改革への継続的な努力の必要性、さらに、日本による安全保障理事会常任理事国入りへの努力への我々の支持を再確認した。

米国、日本及び豪州による3カ国対話は、2002年に高級事務レベルで開始した。この対話の外相レベルへの格上げは、アジア太平洋地域における平和と安定の促進への共通の戦略的利益を守るために共同で取り組むという我々の決意を示すものである。我々は、この対話が、年間を通じた高級事務レベルによる定期的な会合により補佐されつつ、閣僚レベルで定期的に開催されることを期待する。

安全保障協力に関する日豪共同宣言（平成19年3月）（仮訳）

日本国及びオーストラリアの両首脳は、

日本国とオーストラリアとの間の戦略的パートナーシップが、民主主義という価値並びに人権、自由及び法の支配に対するコミットメント、共通の安全保障上の利益、相互への尊敬、信頼並びに深い友情関係に基づくことを確認し、

共通の価値と利益を反映する戦略的パートナーシップを継続的に発展させることにコミットし、

日本国及びオーストラリアが、テロリズム、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散、並びに災害救援及び感染症大流行等の人間の安全保障上の懸念を含む地域的及び世界的な安全保障上の課題に関し有益な協力を進めていること、並びに地域の平和と安定に貢献していることを想起し、

日本国及びオーストラリアの将来の安全と繁栄が、アジア太平洋地域及びそれを越える地域の安全な将来と関連していることを認識し、

繁栄し、開かれ、かつ、安全なアジア太平洋地域という目標を達成するため、相互に、及び、アジア太平洋経済協力 (APEC)、ASEAN 地域フォーラム (ARF)、東アジア首脳会議 (EAS) 等のフォーラムを通じ他の国々と共に協力することを確認し、また、両国間の強化された安全保障協力が、この文脈において重要な貢献となることを認識し、

共通の関心を有する分野における安全保障上の進展に関する定期的かつ建設的な意見及び評価の交換の強化を通じたものを含め、日本国及びオーストラリアの自衛隊・軍及び他の安全保障関係当局の間における実際的な協力を強化することにコミットし、

新たな安全保障上の課題と脅威に対応するため、相互に及び他の国々と共に協力することにコミットし、

日豪それぞれとアメリカ合衆国との同盟関係に具現された共通の戦略的利益及び安全保障上の利益を確認し、日米豪三箇国間の外務、防衛及び他の関係当局間の実際的な協力並びに日米豪戦略対話を通じたものを含め、三箇国間の協力を強化することにコミットし、また、両国間の強化された協力が、三箇国間の協力の強化に資することを認識し、

日本国とオーストラリアとの間の安全保障協力の強化のための包括的な枠組みを策定することを希望して、

次のとおり決定した。

協力の強化

日本国及びオーストラリアは、アジア太平洋地域及びそれを越える地域における共通の戦略的利益に係る問題についての協力及び協議を強化する。これには、核

開発、弾道ミサイルに係る活動及び拉致問題等の人道上の問題を含む、北朝鮮に関連する諸懸案の平和的解決のための協力を含む。

日本国及びオーストラリアは、また、テロリズムがアジア太平洋地域及びそれを越える地域の平和と安定に与える脅威を認識し、その脅威に対処するため協力を更に強化する。

日本国及びオーストラリアは、また、平和維持活動や人道支援活動等の活動を通じ、国際連合並びに他の国際的及び地域的な機関及びフォーラムを通じた協力を強化する。日本国及びオーストラリアは、日本国の安全保障理事会常任理事国入りの実現を含む国際連合の改革に向けて協力を行う。

協力は、それぞれの国の法令に従って実施される。

日本国及びオーストラリアは、地域的及び国際的な平和と安全及び人間の安全保障に対する両国の協働による貢献をより効果的なものにするため、安全保障及び防衛協力の分野における両国間の協力を深化させ、また、拡大する。

協力の分野

日本国とオーストラリアとの間の安全保障協力の範囲は、少なくとも次のものを含む。

- (i) 国境を越える犯罪との戦いに関する法執行（麻薬・前駆物質の不正取引、密入国及び人身取引、通貨偽造、並びに武器の密輸を含む。）
- (ii) 国境の安全
- (iii) テロ対策
- (iv) 軍縮並びに大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散対抗
- (v) 平和活動
- (vi) 戦略的評価及び関連する情報の交換
- (vii) 海上及び航空の安全確保
- (viii) 災害救援を含む人道支援活動
- (ix) 感染症大流行の発生時を含む緊急事態対応計画

日本国及びオーストラリアは、上記の協力の一環として、適当な場合は、両国の自衛隊・軍及び他の安全保障関連当局の間における実際的な協力を強化する。こ

れには、次のものが含まれる。

- (i) 人的交流
- (ii) 人道支援活動の分野を含む、協力の効果を更に向上させるために両国が共に
行う訓練
- (iii) 法執行、平和活動及び地域のキャパシティ・ビルディングを含む分野にお
ける調整された活動

実施

日本国及びオーストラリアは、上記の分野における安全保障協力を推進するため、具体的な措置を伴う行動計画を策定する。

日本国及びオーストラリアは、外務大臣間の戦略対話を更に強化し、年次ベースで開催する。

日本国及びオーストラリアは、防衛大臣間の対話を強化し、年次ベースで開催する。

日本国及びオーストラリアは、定期的な大臣間の対話の創設を含め、外務・防衛両省の合同対話を強化する。

2007年3月13日に東京で署名した。

日本国総理大臣

安倍晋三

オーストラリア首相

ジョン・ハワード

日豪外務・防衛閣僚協議 共同発表（第1回 2+2 共同声明） （2007年6月）（仮訳）

1. 麻生太郎日本国外務大臣、久間章生日本国防衛大臣、アレクサンダー・ダウナー・オーストラリア外務大臣及びブレンダン・ネルソン・オーストラリア国防大臣は、2007年6月6日に東京において会談し、世界及び地域の安全保障、日本国とオーストラリアとの関係の現状について意見交換を行った。この協議は、2007年3月に安倍日本国内閣総理大臣とハワード・オーストラリア首相が署名した安全保障協力に関する日豪共同宣言に基づく初めての日豪外務・防衛閣僚協議である。
2. 閣僚は、両国の戦略的パートナーシップが近年著しい成長を遂げてきており、二国間関係はかつてないほどに強固になってきているとの見解を共有した。閣僚は、特に、一層緊密に安全保障協力を行い、地域の平和と安全に対して共同して貢献すると両国の希望を反映した歴史的な安全保障協力に関する共同宣言（JDSC）を歓迎した。閣僚は、共同宣言を実施するための具体的措置を盛り込んだ前向きな行動計画の策定におけるこれまでの進展を歓迎した。閣僚は、安全保障協力の強化が、日豪通商協定締結から50周年に当たる本年におけるダイナミックな経済関係とともに、両国の包括的な戦略的パートナーシップを新たな段階に押し上げたことを認識した。
3. 両国は、双方が地域における欠くことのできないパートナーであることを認識した。閣僚は、両国関係が、民主主義という共通の価値、地域の平和と安定に関する共通の利益及びそれぞれが有するアメリカ合衆国との同盟関係によって特徴づけられていることに留意した。閣僚は、日米豪戦略対話（TSD）の下、また、実際の防衛・安全保障協力分野において、アメリカ合衆国を交えた三か国の取組を深化させることにコミットし、地域におけるアメリカ合衆国の継続的なプレゼンス及び関与の重要性を再確認した。日本国とオーストラリアは、8月のASEAN地域フォーラム（ARF）閣僚会議の際に第3回日米豪閣僚級戦略対話を開催することについて、アメリカ合衆国と調整する。

共通の戦略的課題に関する取組

4. 閣僚は、地域内外の安全保障環境について意見交換を行い、今後も日本国とオーストラリアが共に貢献を求められる課題があることを認識した。閣僚は、共通の課題（イラク、アフガニスタン、北朝鮮の核・ミサイルの脅威への対処、東ティモール及び太平洋島嶼国の長期的に持続可能な開発を確保するための支援についての協力を含む。）に対処するため、広範な分野にわたるグローバルな安全保障上の課題に引き続き協力して取り組んでいくことへのコミットメントを再確認した。
5. 閣僚は、特に、情勢を不安定化させる北朝鮮の行為に遺憾の意を表明し、北朝鮮の核及びミサイル開発計画に深い懸念を表明した。閣僚は、六者会合の共同声明並びに国際連合安全保障理事会決議第 1695 号及び第 1718 号を完全に履行するための措置について協力することへのコミットメントを再確認した。閣僚は、また、拉致問題の迅速な解決を含む人道上の問題について協力することの重要性を再確認した。

実的な協力の推進

6. 閣僚は、地域内外の安全保障上の課題に共に取り組むに当たり、日本国とオーストラリアの間で実的な協力を推進することにコミットした。これに関連して、閣僚は、戦略的に重要な情報の交換を促進するための措置を推進することを決定した。閣僚は、共同訓練に関する側面を含む、安全保障協力に関する日豪共同宣言を実施するための前向きな行動計画の策定に関し、これまでの作業の進展を歓迎するとともに、そのプロセスを加速化することを決定した。

防衛協力

7. 閣僚は、日本国防衛庁の防衛省への移行及び日本国自衛隊による国際平和協力活動の本来任務化を歓迎した。
8. 閣僚は、日本国とオーストラリアが、1992 年のカンボジア国連 PKO に参加して以来、東ティモール国連 PKO、イラク復興支援活動及びインド洋地震津波災害における国際緊急災害支援活動を含む様々な活動における協力を深化させてきたことに留意した。

9. 閣僚は、また、P-3C 及び U-4 を含む航空機及び艦艇の訪問を通じた部隊間交流の促進並びに防衛関係者の人的交流の拡充を通じたものを含め、二国間の防衛協力を拡大することにコミットした。日本国は、オーストラリアから、6月のタリスマン・セーバー豪米共同演習にオブザーバーとして招待されたことを歓迎した。
10. 閣僚は、6月2日の第1回日米豪防衛相会談において再確認されたとおり、日米豪三か国の協力を発展させるために二国間の防衛協力がなし得る貢献、さらに多国間の交流及び活動を拡大するためにそのような協力がなし得る貢献を強調した。閣僚は、5月に横田飛行場で実施された日米豪三か国の太平洋長距離航空輸送セミナーが成功裡に実施にされたことに満足をもって留意した。閣僚は、災害救援に関する ARF 机上演習における日本国とオーストラリアの防衛及びその他の当局間の緊密な協力を期待した。
11. 閣僚は、さらに、6月5日の日豪防衛相会談において、防衛分野での共同宣言の行動計画として、2003年に署名された日本国防衛庁とオーストラリア国防省との間の防衛交流の発展に関する覚書の改定作業を開始することが決定されたことを歓迎した。覚書改定作業は、防衛に関する一連の活動にわたる二国間の防衛協力を拡大するための機会を増進することとなる。

災害救援に関する協力

12. 日本国及びオーストラリアは、両国間で人道支援分野における共同訓練及び交流を実施することを決定した。両国の救援能力を向上させるために、オーストラリア都市型捜索・救助チームが、本年秋に日本国で行われる国際緊急援助隊総合訓練に参加する。閣僚は、また、捜索・救援分野における地域の能力向上について検討することを決定した。

平和維持及び平和構築に関する協力

13. 閣僚は、第三国国民のために共同してキャパシティー・ビルディング活動を行うこと及び地域における人的交流を促進することを通じて、平和維持及び平和構築に関する地域の能力を開発及び向上させる機会を探求することを決定した。

テロ及び拡散への対処に関する協力

- 閣僚は、国際テロ、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散によりもたらされる脅威に対処するための広範な協力に対するコミットメントを新たに示した。閣僚は、6月5日から6日までシドニーで開催された日米豪テロ協議の成功及び拡散に対する安全保障構想（PSI）のようなグローバルな不拡散への取組という文脈の中で進展している協力を歓迎し、二国間及び日米豪三か国間の文脈において協力及び情報交換を強化することを決定した。
- 閣僚は、携帯式地对空防衛システム（MANPADS）がテロリストや他の非国家主体の手に渡ることによりもたらされる国際民間航空に対する脅威に留意した。閣僚は、地域におけるMANPADSの不法な拡散に対処するための努力を強化することの重要性を強調した。

太平洋島嶼国の安定に関する協力

- 太平洋島嶼国地域の安全と繁栄に対する共通のコミットメントに従い、日本国とオーストラリアは、開発援助に関するものを含む同地域へのアプローチに関する高級実務者による年次対話を開始することを決定した。

次回会合

- オーストラリアは、2008年に次回日豪外務・防衛閣僚協議を主催する。

日豪共同声明「包括的かつ戦略的な安全保障・経済パートナーシップ」（2008年6月）（仮訳）（抄）

- 2008年6月12日、福田康夫日本国内閣総理大臣とケビン・ラッド・オーストラリア首相は日豪関係の特別な重要性を再確認するとともに、両国間の包括的かつ戦略的な安全保障・経済パートナーシップを更に強化していくこととした。

2. 両首脳は、日豪関係が、長い歴史を有する協力関係、引き続き両国にとって重要である貿易・投資関係、共通の戦略的利益及び民主的価値観を基礎として拡大しつつある戦略的關係、及び緊密な人的關係に基づくものであるとの認識を共有した。両首脳はこれらの二国間關係の重要な柱を強化するとともに、新たな協力の分野を探求する決意を表明した。
3. 両首脳は、この文脈で、次回日豪會議に対し、将来の日豪關係のために前向きな提言を提示するよう要請した。

(安全保障協力)

4. 両首脳は、防衛交流覚書の改定や税関協力會議の開催を含め、安全保障協力に関する日豪共同宣言及び行動計画の実施を通じて二国間安全保障協力を促進していくことを確認した。右は、P-3Cといった航空機及び艦艇の訪問を通じた部隊間交流を含む防衛交流の拡充の継続を含む。両首脳は、アジア太平洋地域及びそれを越える地域における平和と安定に貢献するために協力していくことを確認した。
5. この文脈で、両首脳は、行動計画の着実な実施を歓迎するとともに、行動計画をレビューするために、二国間安全保障協力の現状をレビューし、協力を更に拡充していくための方途を検討することの重要性を確認した。
6. 日本側は、次回日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）を11月上旬にキャンベラにおいて開催するとのオーストラリアの提案を歓迎した。両首脳は同協議を本年開催するとのコミットメントを確認するとともに、右提案を実現するため引き続き調整していくこととした。
7. 両首脳は、日本とオーストラリアそれぞれが米国と同盟關係を有していることに留意し、日豪二国間の安全保障・防衛協力を促進していくことの戦略的意義を強調した。
8. 両首脳は、米国のアジア太平洋地域における継続的なプレゼンスと関与の重要性を強調し、強化された日豪二国間の協力が、高級事務レベルでの協議における安全保障・防衛協力等を通じた日米豪三国間の協力の拡充に資するとの認識を共有した。

9. 両首脳は、日米豪3か国の対話と協力を拡充していくことを確認した。両首脳は、6月下旬に開催される第3回日米豪閣僚級戦略対話が、災害救援協力等を通じた実質的な三国間協力の促進のための更なるモメンタムとなるとの認識を共有した。この文脈で、日本側はオーストラリアが第1回 TSD 災害救援専門家会合を主催する提案を行ったことを歓迎した。
10. 両首脳は、大量破壊兵器、その運搬手段の拡散の問題に取り組んでいく決意を新たに示した。両首脳は、拡散に対する安全保障構想 (PSI) が5周年を迎えたことを歓迎し、効果的な PSI の実施及びアウトリーチ活動について引き続き協力していく決意を表明した。
11. 両首脳は、APEC の緊急事態への備えタスクフォース (TFEP) 等を通じて、災害救援に関する地域の能力を拡充する必要性について強調するとともに、地域の災害シミュレーション・ファシリティを設立すると国連世界食糧計画 (WFP) の計画を歓迎した。この文脈で、オーストラリア側は、日本が、その他の地域メカニズムを補完するような形でアジアにおける既存の緊急援助機関間のネットワークを創設していく考えであることを留意した。日本側は、オーストラリアが、地域の災害救援のメカニズムの向上に関するフィージビリティ・スタディーを行い、右に関して日本と緊密に協議していく考えであることを留意した。

(東アジアサミット (EAS))

40. 両首脳は、東アジアにおける長期的な安定と繁栄を実現するために、エネルギー安全保障、金融、環境、防災、気候変動、教育及び青少年交流といった分野で具体的な協力を進めることによって、東アジアサミット (EAS) を開放性の原則と普遍的な価値観に基づいて発展させていくことにコミットした。

(地域経済統合)

41. 両首脳は、東アジア包括的経済連携 (CEPEA) の民間研究、東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA) の設立、地域の金融協力に関するイニシアティブ、長期的な目標としてアジア太平洋地域の自由貿易圏 (FTAAP) に向けた選択肢や展望を検討することを含め、地域経済統合を強化するための APEC のイニシ

アティブといった地域経済統合に向けたイニシアティブを歓迎した。

(APEC)

42. 両首脳は、両国が APEC の創立に関与したことに留意し、APEC を地域における主要な地域機関の一つとして強化していくことにコミットするとともに、APEC が地域経済統合に果たしうる役割について留意した。

(アジア太平洋地域の将来)

43. 両首脳は、アジア太平洋地域の将来についての福田総理のイニシアティブ及び地域のアーキテクチャを含む地域の将来像について意見交換を行うとのラッド首相の提言に言及しつつ、地域における共通の課題により適切に対応する方途を追求するために、アジア太平洋地域の将来について地域で議論を継続することの重要性を強調した。

(軍縮・不拡散)

46. 両首脳は国際的な軍縮・核不拡散体制を強化する決意を新たにした。両首脳は、2010 年 NPT 運用検討会議の成功を達成するために、核軍縮・不拡散に関するハイレベル専門家対話の立ち上げに向けた二国間のイニシアティブの開始等を通じて、引き続き緊密に連携していくこととした。この文脈で、日本側は、6月9日に京都においてラッド首相が提案した核不拡散及び軍縮に関する国際委員会の設立について歓迎した。
 47. 両首脳は、ロシア連邦の極東地域における退役原潜解体も含め、ロシア連邦の非核化の分野において協力していくことの重要性を確認した。
-

日本国防衛省とオーストラリア国防省との間の防衛協力に関する覚書 (2008年12月)

本覚書は、日本国防衛省とオーストラリア国防省（以下「両国防衛当局」という。）との間のものである。

両国防衛当局は、

共通の安全保障上の利益、信頼及び相互への尊敬により築かれた友情関係並びに民主主義及び自由に対する強固なコミットメントに基づく日豪間の戦略的パートナーシップが良好な二国防衛関係の基礎として継続することを認識し、

防衛分野における両国防衛当局間の協力及び交流の継続に内在する相互利益を認識し、

2007年3月13日の「安全保障協力に関する日豪共同宣言」及び2003年9月29日に署名された「日本国防衛庁とオーストラリア国防省との間の防衛交流の発展に関する覚書」が、防衛協力に関する活動の実施を促進することを認識し、

日本国自衛隊の国際平和協力活動の本来任務化及び過去の防衛協力の実績を踏まえ、国際平和協力活動における二国間協力を深めることを追求し、

アジア太平洋地域及びそれを越える地域の平和及び安定を促進するため、日豪の二国間及び多国間の防衛協力に対する両国防衛当局の長年にわたる相互のコミットメントを強化することを希望して、

以下を表明する。

1. 両国防衛当局は、以下の防衛交流を協力して実施する意図を共有する。

(a) ハイレベル交流

- (i) 日本国防衛大臣とオーストラリア国防大臣との間の年次会合の実施
- (ii) 日本国防衛事務次官とオーストラリア国防次官、日本国自衛隊統合幕僚長とオーストラリア国防軍司令官、日本国各自衛隊幕僚長とオーストラリア各軍本部長との間の定期的な訪問の実施

(b) 実務レベル交流

- (i) 安全保障・防衛問題に関する局長・審議官級の防衛当局間協議の定期的な

実施

- (ii) 戦略政策に関する意見交換の定期的な実施
 - (iii) 日本国自衛隊統合幕僚監部とオーストラリア国防軍統合戦コマンド司令部との間の幕僚間協議の定期的な実施
 - (iv) 日本国陸上自衛隊とオーストラリア陸軍との間の幕僚間協議の定期的な実施
 - (v) 日本国海上自衛隊とオーストラリア海軍との間の幕僚間協議の定期的な実施
 - (vi) 日本国航空自衛隊とオーストラリア空軍との間の幕僚間協議の定期的な実施
 - (vii) 必要に応じ、関連する議題について日本国陸上・海上・航空自衛隊及びオーストラリア陸軍・海軍・空軍のいずれかを組み合わせた幕僚間協議の実施
 - (viii) 上記交流の場を利用しての国際平和協力活動における実際的な協力のための実務レベルの対話の実施。
- (c) 部隊間交流
- (i) 二国間訓練及び多国間訓練への参加（オブザーバー参加を含む。）
 - (ii) 日本国陸上自衛隊とオーストラリア陸軍との間の部隊間交流の実施
 - (iii) 訓練及び交流プログラムを含む、日本国海上自衛隊とオーストラリア海軍・オーストラリア空軍との間の海上哨戒機の定期的な相互交流の拡充
 - (iv) 日本国航空自衛隊とオーストラリア空軍との間の航空機の定期的な相互訪問の期間中など機会が許す限りの訓練及び交流プログラムの拡充
 - (v) 日本国海上自衛隊とオーストラリア海軍との間の艦艇（練習艦を含むがこれに限定されない。）の定期的な相互訪問の期間中など機会が許す限りの訓練及び交流プログラムの拡充
 - (vi) 日本国陸上・海上・航空自衛隊及びオーストラリア陸軍・海軍・空軍のいずれかを組み合わせた部隊間交流の実施
- (d) 教育・研究交流
- (i) 両国防衛当局教育機関の間の学生の交流
 - (ii) 両国防衛当局教育機関及び研究機関の代表による交流
- (e) 情報交流
- 共通の関心分野における戦略的評価及び関連する情報の交換
- (f) 技術交流

共通の関心分野における情報及び専門知識の共有を含む、防衛関連の科学技術分野における協力・協調の追求

(g) 国際平和協力活動における協力

(i) 国際平和協力活動における協力の促進。国際平和協力活動は、それぞれ自国により定義され、以下の分野を含むがこれに限られない。

- 国連平和維持活動などの国際平和協力業務
- 国際緊急援助活動
- 拡散に対する安全保障構想 (PSI)
- 国際テロ対応のための活動

(ii) 国際平和協力活動における協力を促進するため以下を実施

- 各防衛当局の部隊の地域災害救援のアセット及び能力に関する情報の共有
- ASEAN 地域フォーラムのような多国間の枠組みの中で実施される訓練への参加

(iii) ロジスティクス協力の分野における円滑な協力を推進するための方策の検討

(h) 多国間協力

(i) 日米豪 3 か国の枠組みにおける防衛協力の強化

(ii) ASEAN 地域フォーラムのような多国間の枠組みにおける協力の強化並びに両国防衛当局が各々開催する多国間の協議及びセミナーへの参加（日本国防衛省が開催する東京ディフェンス・フォーラム及びオーストラリア国防省が開催する国際平和活動セミナーを含む。）

(i) その他の活動

(i) 両国防衛当局が各々提案する訓練課程及びセミナーへの積極的な参加

(ii) 更なる相互理解及び友好関係を促進するための日本国防衛省とオーストラリア国防省の人員の短期間の交流

(iii) 日本国海上自衛隊砕氷艦「しらせ」のオーストラリア寄港

2. 両国防衛当局は、協調し、より効果的・効率的な交流を創出し、防衛協力の機会の拡大につなげるため、1.で言及された交流を調整し連携させることに努める。

3. 両国防衛当局は、実務上の計画に資するため、防衛交流に関する年間計画を作成し、定期的な防衛当局間協議を含む本覚書 1. (b)に記載された実務レベル交流を通じ、年間計画に記載された実務的な協力の進展状況を把握する。
4. 両国防衛当局間の協力は、上記に限定されるものではない。両国防衛当局は、将来の双方の判断により、他の分野における防衛協力について検討し、実施することができる。
5. 両国の国際政策課は、上記に掲げた活動の着実な進展を確保し、本覚書に関連する政策的な事項を調整するため、本覚書における両国防衛当局の窓口となる。
6. 両国防衛当局は、防衛協力の過程で知り得た情報（あらゆる知識及びそれが含まれる媒体を含む。）が、各々自国の国内法令に基づき、また、他方の要望を十分踏まえつつ、適切に管理されることを確実にする意図を表明する。当該情報は、指定された場合には、提供側の事前の書面による同意がなければ、両国防衛当局の属する政府以外の者、団体又は政府に提供されない。
7. 両国防衛当局は、本覚書が法的拘束力のある権利又は義務を生じさせないこと、及び上記に掲げた活動が自国の法令及び予算の範囲内で実施されることを認識する。
8. 両国防衛当局は、何時でもこの覚書を見直すことが可能であり、また、双方の書面による同意により、この覚書を改定することができる。
9. 2003年の覚書は、日本国防衛大臣とオーストラリア国防大臣が本覚書に署名した日に廃止される。

本覚書は 2008 年 12 月 18 日、東京において署名され、日本文と英文を双方等しく有効とする。

日本国防衛大臣
浜田靖一

オーストラリア国防大臣
ジョエル・フィッツギブン

オーストラリア 2009 年国防白書 (2009 年 5 月) (抄)

4.21 日本は重要な軍事国であり、今後もそうあり続けるであろう。日米同盟の枠内で、日本は国連活動や多国間軍への貢献によるものも含めた戦略的関与を徐々に拡大していくと思われる。日米同盟は戦後の地域安全保障環境の安定化を支えてきた要素であり、今後も極めて重要な役割を担い続ける。日本が万一この同盟に依存できなくなれば、戦略的展望は大きく異なるものになり、戦略的な態勢と能力の再検証を余儀なくされるだろう。

11.13 日本は地域における、また、より広範に見れば、何よりも米国との緊密な同盟という共通の利益を有するがゆえの、極めて重要な戦略的パートナーである。その強大な国力と防衛能力を考えれば、日本は脆弱な諸国家の安全保障と再建や、人道支援、災害救助、平和維持活動などの分野における国際的能力の拡大に大きく寄与することができる。我々は、イラクにおける共同作戦を踏まえ、二国間、及び米国を含めた三国間戦略対話を通じ、両国防衛力の相互運用性の向上を図りながら、日本との実際的な防衛協力の発展に向けた取り組みを続けていく。

安全保障協力に関する日豪共同声明を実施するための行動計画 (改訂版) の主要な要素 (平成 21 年 12 月) (仮訳)

1. 共通の戦略的利益に係る問題についての協力の強化
 - (1) アジア太平洋地域等における安全保障上の課題に関する政策調整の強化
 - (2) 拉致、核、ミサイル等の北朝鮮をめぐる諸問題についての情報交換及び政策調整
 - (3) 日米豪 3 か国の枠組みやその他多国間の枠組み (地域における既存・将来のあらゆる枠組みを含む。) における二国間協力の強化

(4) APEC、EAS、ASEAN 地域フォーラム (ARF)、豪州加盟後の ASEM における緊密な協力、及び地域の将来についての地域的議論の継続

(5) 太平洋島嶼国問題における緊密な協力

2. 国連改革

(1) 日本の安保理常任理事国入りの早期実現の追求を含めた、国連改革に関する対話と協力の継続

(2) 国連安保理の優先課題及び諸問題についての意見交換

3. 安全保障及び防衛協力

(1) ロジスティックスの相互支援に関する国際約束に向けた努力

(2) 現行の防衛交流協力に基づく次に掲げる活動の実施

(イ) 日豪閣僚級会合の年次開催

(ロ) ハイレベル交流

(ハ) 実務レベル交流

(ニ) 部隊間交流

(ホ) 技術交流

(ヘ) 情報交流

(ト) 国際平和協力活動における協力

(チ) 日米豪や ARF 等の枠組みにおける二国間防衛協力の強化

(リ) 協力・交流に係る年間計画の策定

(ヌ) その他

(3) 日豪 1.5トラック安全保障対話を通じての北アジアの安全保障に関する意見交換の実施

(4) 日米豪 3 か国の安全保障・防衛協力会合におけるものを含む日豪間の戦略的議論及び意見交換の強化

(5) 人間の安全保障に関する意見交換の強化

4. 法執行

(1) 豪連邦警察と警察庁の間の協力関係の強化

(2) 違法薬物 (前駆物質含む) に関する情報交換

(3) 国境を越えた脅威に関する地域援助戦略の調整のための定期協議の継続

- (4) 協力を強化するための税関協力会議の定期開催
- (5) マネーロンダリング対策のための協力の強化
- (6) 武器貿易条約(ATT) イニシアティブに関する議論を前進させるための協力

5. 国境の安全

- (1) 国境の安全の分野における二国間協力の可能性の探求
- (2) エアライン・リエゾン・オフィサー・イニシアティブの実施

6. テロ対策

- (1) テロ対策担当部局間の二国間協力の強化
- (2) 次回日米豪テロ対策協議への参加
- (3) 途上国の港湾保安及び国境管理の能力強化のための協力
- (4) 過激化対策活動についての研究、ベスト・プラクティス、公開情報源及び技術的解決策の共有
- (5) 生物テロ対策のための途上国の能力強化のための協力
- (6) キャッシュ・クーリエ及びキャッシュ・スマグララーの阻止及び特定のための途上国の能力強化のための協力

7. 軍縮並びに大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散対抗

- (1) 日豪軍縮・不拡散年次協議の開催
- (2) 地域におけるPSIの促進
- (3) CWCワークショップの開催の検討を含む、不拡散アウトリーチ活動についての協力の継続
- (4) 不拡散に関する輸出入管理についての情報交換の促進
- (5) NPT レビュープロセスにおいて協力
- (6) 核不拡散・核軍縮に関する国際委員会の最終報告書を考慮に入れ、NPT 運用検討会議に向けた国際的な議論を促進

8. 平和活動

- (1) 豪連邦警察国際派遣グループの派遣前訓練への警察庁の参加
- (2) 日本の平和構築人材育成事業における一層の協力の機会の追求
- (3) 紛争後の再建・和解についてのシンポジウムの共催
- (4) RAMSI の活動支援のための協力

- (5) 新設のアジア大洋州民軍センターを含む、日豪の平和維持に関する研究機関間の連携の奨励

9. 戦略的評価及び関連する情報の交換

- (1) 安全保障に関する秘密情報共有に関する二国間協定の交渉継続
- (2) 関連当局間の定期協議を通じた戦略的評価及び関連する情報の交換の強化

10. 海上・航空保安

- (1) 交通保安に関する二国間対話の実施
- (2) 共同訓練、人的交流、研修について議論を行うための豪税関と海上保安庁の会合
- (3) 海上安全保障の強化のための東ティモールに対する共同支援の方途の検討
- (4) 地域的・国際的的海賊対策の取組における協力の方途の検討

11. 災害救援を含む人道支援活動

- (1) 災害対応に関する緊密な協議及び災害対応及びリスク低減等における協力のための分野の特定
- (2) 国連の地域における災害対応能力を強化するための協力

12. 今後予定される会合

- (1) 外務・防衛閣僚協議の開催
 - (2) 外相会合の開催
 - (3) 防衛相会合の開催
 - (4) 外務・防衛当局間 (PM) 協議
 - (5) 防衛当局間 (MM) 協議
 - (6) 日豪軍縮・不拡散協議
 - (7) 税関協力会議
 - (8) 東アジアに関する政策協議
-

3.11 を受けた豪軍の活動 (Operation Pacific Assist) について (オーストラリア国防省 HP より)

「パシフィック・アシスト」作戦は、オーストラリア国防軍 (ADF) とオーストラリア緊急事態管理局 (EMA) の共同活動における ADF の担当部分の名称である。その任務は、東日本大震災発生後の日本に緊急事態対応任務部隊を派遣することであった。

ニューサウスウェールズ州警察・消防・救急局、オーストラリア首都特別地域 (ACT) の消防士、クイーンズランド州の災害救助犬ハンドラーが集められ、任務部隊が編成された。

ADF は、空軍 (RAAF) の長距離輸送機 C-17A グローブマスターで任務部隊を横田空軍基地まで運ぶ戦略空輸を担当した。任務部隊は 3 月 14 日 (月) 未明に横田基地に到着した。

C-17A グローブマスターはその後 2 週間日本にとどまって人道援助活動の支援に当たり、食料や飲料水を含む生活必需物資や機材の国内空輸のため 23 回出動した。

この任務の間に C-17A と乗組員が取り扱った輸送荷量は、車両 41 台、人員 135 名を含めて 100 万ポンド (450 トン) を超える。

その他に 2 機の C-17A グローブマスターが、福島第一原子力発電所の事故対応活動を支援するため、遠隔操作式放水砲システムをオーストラリアから日本へ輸送する任務を担った。

クイーンズランド州の基地を拠点とする RAAF 第 36 飛行隊に所属する C-17A 機乗組員は、あらゆる環境で任務を実行できるように十分訓練を積んでいるが、日本で経験した状況は厳しいものだった。通常の職務では滅多に目にすることがない雪や氷に遭遇するなかで、インフラや航空管制などのサービスが不十分な状況に対処しなければならなかった。

ステイブーン・スミス国防相は RAAF の地上隊員と飛行隊員、及び「パシフィック・アシスト」作戦に参加したその他の ADF 隊員を称賛し、隊員らの活動は日本と米国のパートナーに認められており、その貢献が多数の人びとの苦しみを和らげるの

に役立ったことはオーストラリア国民の誇りとなってしかるべきだと述べた。

ADF の作戦は 2011 年 3 月 25 日に終了した。

日米豪防衛関係大臣共同声明（平成 24 年 6 月、シンガポール） （仮訳）

日米豪 3 国防衛協力はアジア太平洋地域の安全・安定を支援及び強化してきており、3 国防衛大臣はこの協力関係を継続していくことを確認した。多様な共通の安全保障の課題に対応するため、既存の同盟関係、フォーラム及び対話のネットワークを支援するとの観点から 3 国防衛協力を強化していくこととする。

アジア太平洋地域では、継続的に戦略的環境が発展しており、テロ、海賊、大規模自然災害、武器・麻薬の密輸及び人身売買、サイバー攻撃、宇宙空間、大量破壊兵器及びミサイル技術の拡散及び海上における安全保障・航行の自由の確保といった多様な安全保障の課題に直面している。3 か国の防衛大臣は、民主主義という共通の価値観、確立された協力関係、類似する戦略的環境の評価及び国際秩序の安全保障・安定の促進といった共通の目標に基づき、積極的かつ主体的な 3 国防衛協力を追求する。

日米豪の防衛大臣は、地域の安全及び繁栄を強化するため、強固で、ダイナミックかつ柔軟な 3 国防衛協力を促進する行動計画（アクション・プラン）を作成、発展していく。

外務・防衛当局による戦略的対話を行う定期的フォーラムである日米豪安全保障防衛協力会合（SDCF）は、自衛隊及び米豪軍との相互運用能力の強化、3 か国の連携・協力のための能力や関連する技量の構築、他国や地域安全保障枠組みにおける実際的かつ効果的な多国間協力及び能力構築支援を推奨していくための施策を推進するため、関係省庁と連携する。

第4回日豪外務・防衛閣僚協議(2+2)「日本とオーストラリア —平和と安定のための協力」(2012年9月)

共通のビジョンと目標

1. 玄葉光一郎日本国外務大臣、森本敏日本国防衛大臣、ボブ・カー・オーストラリア外務大臣、スティーブン・スミス・オーストラリア国防大臣は、9月14日にシドニーにおいて会談し、地域的及びグローバルな安全保障問題並びに日本とオーストラリアとの間の安全保障及び防衛協力を前進させるための方策について議論を行った。
2. 日本とオーストラリアとは、民主主義、法の支配、人権の保護及び開放された市場へのコミットメントを含む共通の価値と利益を共有する自然な戦略的パートナーである。
3. 日本とオーストラリアとは、アジア太平洋地域及びそれを超える地域において戦略的及び安全保障上の環境が変化する中で、長期にわたる平和、安定及び繁栄を確保するとの共通の戦略目標を共有している。
4. かかる目標の達成に資するため、日本とオーストラリアとは、次の諸方策を通じて、安全保障及び防衛に関する事項につき、より一層緊密に取り組んでいくことにコミットする。

アジア太平洋における協力

5. 地域の安定を阻害する潜在的可能性のある問題について、地域協力を強化するため、交流を深め、共に取り組むこと。
6. アジア太平洋における平和、安定及び繁栄を引き受けることに引き続き資する、それぞれの米国との同盟への相互の支持を確保するとともに、この地域における米国の包括的な関与を維持、強化する上で、積極的なパートナーとして共に取り組むこと。
7. 日本、オーストラリア、米国の3者間で、日米豪戦略対話を通じて、幅広い地域及びグローバルな問題に及ぶ三国間の政策調整及び実際的な協力を強化すること。

8. 中国の、ルールに基づいた国際秩序への責任ある、建設的な参画と、地域の繁栄と安定を促進する役割を支持する形で、中国との前向きかつ包括的な関係を引き続き構築するとともに、中国の軍事力の近代化と活動に関する公開性及び透明性の向上を促すこと。
9. インド、大韓民国及び ASEAN 諸国を含む、地域の他の諸国との安全保障問題に係る互恵的關係と協力を強化すること。
10. 朝鮮半島の長期的な平和と安定を達成するため、北朝鮮に対して、拉致問題等の北朝鮮における人道上の懸念の解決を含む、関連する国際連合安全保障理事会決議や 2005 年の六者会合共同声明における自らのコミットメントを完全に遵守するよう強く求めていくことも含め、関係各国と協力すること。
11. 地域のアーキテクチャー、特に東アジア首脳会議を強化し、この地域が直面する政治、安全保障、経済及びその他の諸課題についての協力を促進すること。
12. 東アジア首脳会議外相会合及び拡大 ASEAN 国防相会議を歓迎し、東アジア首脳会議、ASEAN 地域フォーラム及び拡大 ASEAN 国防相会議における協力と実際の活動を支持すること。
13. 航行の自由、合法的な通商が妨げられないこと並びに南シナ海及びそれを超える地域における紛争の、国際連合海洋法条約 (UNCLOS) を含む国際法に従ったルールに基づく平和的解決を含む、海上の安全保障及び安全に係る規範を地域において遵守することを促進すること。
14. 地域の開発途上国がミレニアム開発目標 (MDGs) を 2015 年までに達成するよう支援し、国際連合による 2015 年以降の開発アジェンダの設定を支持することにより、開発問題に関する協力を前進させること。
15. 太平洋諸島フォーラム (PIF) 及び太平洋・島サミット (PALM) を通じて、また PIF の「太平洋における開発協調の強化に関するケアンズ・コンパクト」及びその他の援助効果に関する国際的に認められた諸原則に従って、太平洋における持続可能な開発を支持する共同の努力を次のとおり強化すること。
 - (a) 民主主義、経済改革及び良い統治を促し、支持すること。
 - (b) 保健、教育及びインフラを改善すること。
 - (c) 漁業分野を含む、環境及び資源の持続可能性を促進すること。

- (d) 海洋の監視を強化すること。
 - (e) 気候変動の影響に適応し、それを緩和すること。
16. 気候変動の影響並びに食糧、水及びエネルギーの安全保障に関する交流と協力を深化すること。

国際的な安全保障問題に関する協力

17. 国際的な安全保障上の懸念に取り組むため、国際連合を含むグローバル及び地域的なフォーラムにおける協力を深化すること。
18. 大量破壊兵器とその運搬手段の拡散を防止するため、また、不拡散・軍縮に係る国際的な法的枠組みを支持するため、拡散に対する安全保障構想 (PSI) を通じた協力、及び弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範における 2013 年から 14 年の日本の議長としての役割への支持を含む、地域的及びグローバルな行動を追求すること。
19. イランの核関連活動に対する正当な国際的な懸念の解決を達成するよう、取り組むこと。関連する国際的規範及び義務に立脚して、大量破壊兵器に関連する物資の管理と取引に対する地域的及びグローバルな関心を強化するよう、取り組むこと。
20. 核兵器不拡散条約の枠組みにおいてコンセンサスにて合意された結果を実効的にしていくため、日豪で設立した不拡散・軍縮イニシアティブにおいて、他のパートナーと取り組むこと。
21. 不拡散・軍縮に関する ASEAN 地域フォーラム会期間会合でオーストラリア、日本及びフィリピンが共同議長を務める 2012 年から 2014 年の期間を通じて、2015 年の NPT 運用検討会議のための地域における準備を行うこと。
22. 通常兵器の国際取引を規制する武器貿易条約の可及的速やかな合意のための国際的な努力に係る協力を、二国間及び共同起草グループ内において継続すること。
23. 軍民間の調整の向上を含む防災、並びに災害への備え及び対応に関する二国間及び地域的な協力を強化すること。日本が主催する意図を表明した第 3 回国際連合防災世界会議において、具体的な結果を実現するよう積極的に取り組むこと。

24. 災害への備え及び対応に責任を有する日豪の機関の間の情報交換、経験の共有及び共同演習の機会を探求すること。
25. サイバー空間における脅威の増大に対応するため、国際的な協力枠組みの形成を含む、サイバー問題に関する国際的及び地域的な対話を具体化することにより、共に取り組むこと。
26. 特に宇宙に関する国際的な規範の形成及び信頼醸成措置を含む宇宙の安全保障問題に関する協力を、二国間、米国も含めた三国間及びその他のパートナーとの間で強化すること。
外宇宙活動における国際行動規範案を前進させるために共に取り組むこと。
ASEAN 地域フォーラムを含むこの地域を宇宙の問題に関与するようにすること。
27. 国際連合、グローバル・テロ対策フォーラム及び地域的なフォーラム並びに日米豪戦略対話を通じた米国を含むその他のパートナーとの協働の強化を通じて、テロ対策に関する協力を強化すること。
28. 日本の常任理事国入りを含む、国際連合安全保障理事会の改革の早期実現に向けた協力を強化すること。
29. アフガニスタンにおける安定と持続可能な開発を支持すべく協力すること。

二国間防衛協力

30. 地域的及びより広い国際的な安全保障及び防衛上の要請に対応するため、日本の自衛隊とオーストラリア国防軍並びに双方の防衛省・国防省が、緊密、効果的かつ短い予告時間の内に取り組むことができるよう、実際の二国間の防衛協力を強化すること。
31. 日本とオーストラリアが、海上の安全保障、平和維持活動、人道支援・災害救援及び退避活動の分野において、共に運用を行うことができるよう、両国の防衛組織間の相互運用性を強化すること。
32. 今後 5 年間で視野に、効果的かつ柔軟な二国間防衛関係を促進する行動計画を維持すること。
33. 双方の防衛組織の相互運用性を高め、技量と能力を向上させるため、定期的な航空、陸上及び海上の演習及び関与を行うこと。

34. 相互運用性を支えるため、戦略、運用及び戦術レベルでの二国間の情報交換を深化すること。
35. 戦略、政策及び科学に携わる職員の交流を含む人的繋がり及び交流を拡張すること。
36. 日本の2011年の「防衛装備品等の海外移転に関する基準」に留意しつつ、防衛分野における日本とオーストラリアとの科学技術協力を深化すること。
37. 双方に関心のある防衛科学技術の分野で情報交換を開始すること。
38. 日本の防衛省技術研究本部（TRDI）とオーストラリアの防衛科学技術機関（DSTO）との間の関係と結びつきを深化すること。
39. 東南アジア及び太平洋における防衛分野の能力構築に向けた協力の機会を検討すること。
40. 日豪物品役務相互提供協定の早期発効を通じて、演習、運用及びその他の実地的な交流の実施を含む日豪協力を深化すること。
41. 南スーダン共和国における日本の自衛隊とオーストラリア国防軍との協力に加えて、国際的な平和構築努力に貢献するため、協働の更なる機会を探求すること。
42. 既存の二国間の協力の枠組みが拡大している日豪関係のニーズを満たす形となるよう、既存の二国間の協力の枠組みをレビューし、必要に応じて、追加的なアレンジメントを行うこと。

三国間防衛協力

43. 米国との三国間防衛協力を強化すること。
44. 全3カ国の防衛組織間の相互運用性を強化すること。
45. 三国間の防衛大臣会合、三国間の安全保障・防衛協力会合（SDCF）及び三国間の軍種毎の対話を通じて、日本、オーストラリア及び米国との間の、強固で、定期的かつ実地的な協りに焦点を当てること。
46. 2020年までの間の、力強く、動的かつ柔軟な三国間防衛関係を促進する行動計画を作成し、実行すること。
47. 航空、陸上及び海上での協力を通じて、海上の安全保障を強化していくための各国の能力の改善に焦点を当てた、三国間の演習を実施すること。

48. 米国と日豪それぞれとの演習へのオブザーバーの交換を行うこと。

協議及び情報交換

49. 日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」会合）を、安全保障及び防衛関係を監督する上で、二国間の中心的メカニズムとして一層強化すること。
50. 二国間の協議及び調整を強化するため、「2+2」の高級事務レベル組織を、これを支える実務レベル協議プロセスとともに設置しつつ、現存する政務・防衛協議、防衛当局間協議及び軍種間の対話を維持すること。
51. 日本とオーストラリアの間の情報保護協定の署名を受け、情報共有を円滑化するための実際的な方策の検討、及びこの分野における協力的な努力の強化を含め、更なる関係を築き上げていくこと。
-

オーストラリア 2013 年国防白書（2013 年 5 月）（抄）

2.35 米国の同盟国である日本は、今後もインド太平洋地域における主要国であり続けるだろう。2009 年以降、特に尖閣諸島／釣魚島の地位をめぐる緊張を受けて、中国の軍事近代化に関する日本側の懸念は増大している。日本の 2010 年防衛計画大綱では「動的抑止力」の構想が打ち出され、この構想の下で、大規模紛争には至らない事態への対応能力を高めていくとしている。

6.41 日本は伝統的に科学技術と製造技術に強い国である。政府は今後も日本との防衛科学技術関係を発展させ、双方の利益となる協力分野を確認していく。さらに、研究分野と運用試験分野の双方で、防衛科学技術協力を深める機会のほか、産業協力の機会も模索していく。

第1回日米豪シニアレベルセミナー共同声明(2013年7月) (仮訳)

2013年7月2日に指揮継承後、米太平洋陸軍司令官ヴァインセント・ブルックス陸軍大將は、ハワイ州ホノルルにて2013年7月15日～16日の間、第1回日米豪シニアレベルセミナー(TSLS)を主催した。各代表団長は次のとおりである。豪陸軍本部長デビッド・モリソン中將、陸上自衛隊陸上幕僚長君塚栄治陸將、米太平洋海兵隊司令官テリー・ロブリング中將、及び米太平洋陸軍司令官ヴァインセント・ブルックス大將。

各代表団長は、2013年6月1日にシンガポールにて、国際戦略研究所シャングリラ対話の間、日米豪防衛相会談が行われたことを確認した。各代表団長は、アジア太平洋地域における安全保障協力に関する戦略的考え及び展望について率直に共有した。各代表団長は、各々の関係は透明性、共通の価値及び相互信頼が基礎であり、そして健全で効果的な関係の基礎をもたらすものであることを再確認した。更に、各代表団長は、地域の安全と安定に寄与すべく能力を更に向上するための、広範な3国間協力の機会について検討した。

各代表団長は、更なる発展のための活動分野については、各国の国益と権限に従うものでなければならないとした上で、以下を含む(ただしこれらに限定されるものではない)活動を各国の明確な方向性として合意した。人道支援・災害救援(HA/DR)、連絡官・初級幹部の交流・教育、各々の物品役務相互協定の規定に基づく兵站協力の実施、能力構築支援事業に関する情報共有、教訓の共有、既存の2国間演習の3国間協力へ向けた発展、及び水陸両用訓練の追求。

各代表団長は、豪、日本及び米国の間関係を引き続き充実させることに合意した。相互に有益な関係を追求することにより、下記署名者は、全ての当事者に利益となる協力的な交流・活動の計画・実施について緊密な協力を継続することに合意した。

陸軍中將 デビッド・モリソン

豪陸軍本部長

陸将 君塚栄治

陸上幕僚長

海兵隊中将 テリー・ロブリング

米太平洋海兵隊司令官

陸軍大将 ヴィンセント・ブルックス

米太平洋陸軍司令官

第 5 回日米豪閣僚級戦略対話共同声明 (平成 25 年 10 月) (仮訳)

豪州のビショップ外務大臣、日本の岸田外務大臣、米国のケリー国務長官の 3 閣僚は、2013 年 10 月 4 日にインドネシアのバリにおいて、第 5 回日米豪閣僚級戦略対話 (TSD) を開催し、地域及び現在の世界的な課題について議論した。

TSD は APEC 閣僚会議の機会に行われた。

3 閣僚は、地域の戦略環境認識について時宜を捉えた意見交換を可能にする TSD プロセスへの関与を確認した。

3 閣僚は、3 か国全てが、地域の安定と経済的繁栄の維持に協力し、貢献できるような方法について議論した。

3 閣僚は、シリアの化学兵器廃棄に関する国連安保理決議第 2118 号及び化学兵器禁止機関 (OPCW) の決定を歓迎し、政治的移行に関するジュネーブ 2 会議の早期開催、10 月 2 日のシリアに関する国連安保理議長声明で言及されたような人道アクセス及び支援の改善を呼びかけた。

3 閣僚は、イランの核計画に関して改めて懸念を表明し、EU3+3 とイランのジュネーブにおける 10 月 15 日から 16 日の次回協議開催の発表を歓迎し、イランに対し、

EU3+3 との次回協議において実質的な関与をすること、また、関連する国連安保理決議及び国際原子力機関（IAEA）理事会決議を遵守することを求めた。

3 閣僚は、北朝鮮による核及びミサイル計画の継続的進展並びに拡散活動に対し深い懸念を表明した。3 閣僚は、北朝鮮に対し、国連安保理決議第 1718 号、第 1874 号、第 2087 号、及び第 2094 号を遵守するよう求めた。

3 閣僚は、また、北朝鮮に対し、2005 年 9 月 19 日の共同声明に従い、核兵器及び全ての核計画を、完全かつ検証可能な方法で放棄するため、具体的かつ不可逆的な措置をとるよう求めた。また、3 閣僚は、拉致問題を含む、北朝鮮の非難すべき数々の非人道的行為に対し深い懸念を表明した。

3 閣僚は、東シナ海における現状を変更し得る、いかなる力による又は一方的な行動にも反対した。3 閣僚は、東シナ海における緊張を緩和し、誤算や事故を回避するための、海上のコミュニケーション改善を含む努力の重要性を強調した。

3 閣僚は、南シナ海における平和と安定、国際法の尊重、妨げられない貿易及び航行の自由の重要性を確認した。3 閣僚は、領有権を主張する当事者に対して、緊張を高める行動を控えること、1982 年の国連海洋法条約（UNCLOS）を含む国際法に沿って、領有権の主張を続ける上で、その主張を明確にすること、そして ASEAN と中国が意味のある行動規範（COC）に合意することを求めた。

3 閣僚は、東アジア首相会議、拡大 ASEAN 国防大臣会議（ADMM プラス）、ASEAN 地域フォーラム、及び APEC が地域の安全保障及び経済的な統合を強化するための鍵となる場であることを認識した。

3 閣僚は、TSD の仕組みの価値を認識し、インド洋／アジア太平洋地域における共通の関心を有する安全保障上の課題に対処するとの共有された決意を再確認した。

米豪閣僚協議共同宣言（2013年11月）（抄）

アメリカ合衆国とオーストラリアは、三国間戦略対話、安全保障・防衛協力会合、その他世界及び地域の平和と安全保障に係る共通の目標を促進するための協議の場を通じ、日本国との協力を深めることに合意する。また両国は、地域の平和と安全保障の拡大に寄与するため日本国の安全保障・防衛政策の再検証の取組を支援し、三国間協力による防衛及び外交の取組を増進するため日本国との情報共有を拡大することに合意する。両国は、人道支援・災害救援分野の緊急事態対応への準備を支援し、航行の自由と地域の海上安全保障を促進するための地域の安全保障・防衛能力の向上に、日本国と協力して取り組むことを約束した。

アメリカ合衆国とオーストラリアは、領有権を主張するすべての当事者に対し、強要、威嚇、その他の緊張を高めうる行動を控えること、並びに南シナ海における領有権及びそれに付随する海洋権益の主張は平和的に、かつ国連海洋法条約に示されるものを含む国際法に沿って明確にしたうえで遂行することを求める。両国は、東シナ海における現状を変更しようとするいかなる強制的又は一方的な行動にも反対する意向を再確認した。

国家安全保障戦略（平成25年12月）（抄）

IV 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ

3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化

地域の重要なパートナーであるオーストラリアとは、普遍的価値のみならず、戦略的利益や関心も共有する。二国間の相互補完的な経済関係の強化に加えて、戦略認識の共有、安全保障協力を着実に進め、戦略的パートナーシップを強化する。また、アジア太平洋地域の秩序の形成や国際社会の平和と安定の維持・強化のための取組において幅広い協力を推進する。その際、日米豪の三か

国協力の枠組みも適切に活用する。

平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱(平成 25 年 12 月) (抄)

III 我が国の防衛の基本方針

4 安全保障協力の積極的な推進

(1) アジア太平洋地域における協力

また、安全保障上の利益を共有し我が国との安全保障協力が進展しているオーストラリアとの関係を一層深化させ、国際平和協力活動等の分野での協力を強化するとともに、共同訓練等を積極的に行い、相互運用性の向上を図る。

さらに、日米韓・日米豪の三国間の枠組みによる協力関係を強化し、この地域における米国の同盟国相互の連携を推進する。